

和歌山市建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市が発注する建設工事等（建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務をいう。以下同じ。）の請負契約に係る入札をする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する「予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。」と認められる場合の基準及び調査の実施について定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 市長は、入札により建設工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

(調査基準価格を設定しない建設工事等)

第3条 次に掲げる建設工事等は、調査基準価格を設定しない。

- (1) 予定価格が1億円未満かつ施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用しない建設工事
- (2) 建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務
- (3) 随意契約を行う建設工事等
- (4) 調査基準価格を設けることが特に必要と認められない建設工事等

(低入札価格調査)

第4条 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）し、適当であるかどうかを決定しなければならない。

(調査基準価格の設定)

第5条 低入札価格調査に係る調査基準価格は、別表の工事種別欄に掲げる工事の区分に応じ、当該工事の予定価格の算出基礎となった同表の積算内訳欄に掲げる費用ごとに、それぞれ割合欄の係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する調査基準価格が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ次に定めた額に100分の110を乗じて得た額を当該契約における調査基準価格とする。

- (1) 予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては110分の92を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては110分の75を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

3 和歌山市建設工事等入札談合情報に関する対応基準（平成15年7月1日施行）の規定により無効となった入札を再入札に付す場合の調査基準価格は、前二項の規定にかかわらず、原則として同基準に規定する和歌山市建設工事等公正入札調査委員会の審議を経て決定するものとする。

（失格価格）

第6条 失格価格は、その価格を下回る入札があった場合に、契約の内容に適合した工事が履行できないとみなす価格をいい、失格価格を下回った入札があった場合には低入札価格調査を実施することなく失格とする。

（入札参加者への周知）

第7条 市長は、調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を事前公表するとともに、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札参加者に次の掲げる事項を周知しなければならない。ただし、総合評価落札方式を適用する場合は、調査基準価格を事後公表とする。

(1) 低入札価格調査に係る調査基準価格があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了の方法及び結果の通知について。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手先となったもの（以下本条において「契約の相手先」という。）は、下請契約の有無に関わらず、建設総務課長及び当該工事を所管する課長に対して、工事着手までに施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出しなければならないこと。

(6) 施工体制台帳には、下請契約書の写しを添付しなければならないこと。

(7) 契約の相手先は、別に定める入札条件に定めた低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完了後の実績を対比するための調査資料を提出しなければならないこと。

(8) 契約の相手先は、下請予定業者の変更、下請代金の支払状況、支払の時期等について、必要があると認めた場合には、調査を受けること。

（入札の執行）

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行職員は入札者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、第4条に規定する調査を行った後に落札者を決定し後日通知する旨を告げて入札を終了する。

（調査の実施）

第9条 第4条に規定する調査は、建設総務課長が総括し、当該工事を所管する課長がこれを補助するものとする。

2 建設総務課長は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して調査の協力を求め

ることができる。

(調査事項)

第10条 建設総務課長は、第4条に規定する調査に関して次の事項について入札者からの事情聴取、関係者への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 設計図書の内訳に対応した積算内訳
 - (2) 一次下請予定業者名及び下請予定契約金額
 - (3) 資材購入先及び購入予定金額並びに同種資材の直近の購入実績
- (その他の調査事項)

第11条 建設総務課長は、前条に規定する調査事項のほか、必要に応じ次の各号に掲げる書面により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由 (別記様式第3号)
- (2) 調査対象工事に関連する手持工事の状況 (別記様式第4号)
- (3) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (別記様式第5号)
- (4) 労務者の確保計画 (別記様式第6号)
- (5) 下請予定業者届出書 (別記様式第7号)
- (6) 調査対象工事に使用する手持資材の状況 (別記様式第8号)
- (7) 資材購入先一覧 (別記様式第9号)
- (8) 配置予定技術者等名簿 (別記様式第10号)
- (9) 調査対象工事に使用する手持機械の状況 (別記様式第11号)
- (10) 建設副産物の搬出地 (別記様式第12号)
- (11) 経営状況 (金融機関、保証会社への照会、その他)
- (12) 信用状態 (賃金、下請代金の支払状況、その他)
- (13) その他必要と認められる事項

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第12条 市長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第13条 市長は、調査の結果、明らかに入札条件に規定する落札者とし不在の場合のいずれかに該当すると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者 (以下「次順位者」という。) を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

2 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし不在旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(調査書類の様式)

第14条 この要綱に関する調査書類は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 低入札価格調査に係る調査及び事務取扱要領（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降に消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等を行うものに係る入札については、この要綱の施行前においても、この要綱による改正後の規定の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱第5条及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の和歌山市建設工事等に係る低入札価格調査の実施要綱別記様式第7号及び別記様式第9号の規定は、令和2年4月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表の規定は、令和4年7月1日以後に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

別表（第5条関係）

調査基準価格の基となる算定式

工事種別	積算内訳	割合
(1) プラント工事 (積算内訳において、直接工事費とは別に機器費を計上している工事をいう。)	機器費	100分の87
	直接工事費	100分の97
	共通仮設費	100分の90
	現場管理費	100分の90
	一般管理費等	100分の68
(2) (1) 以外の工事	直接工事費	100分の97
	共通仮設費	100分の90
	現場管理費	100分の90
	一般管理費等	100分の68

備考

- 1 営繕工事（公共建築工事積算基準で積算された工事に限る。以下同じ。）の算定に用いる直接工事費の額は、公共建築工事積算基準で積算された直接工事費の額から当該直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。
- 2 営繕工事の算定に用いる現場管理費の額は、公共建築工事積算基準で積算された現場管理費の額に公共建築工事積算基準で積算された直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額を加えた額とする。